

防犯カメラ設置補助制度について

富山市では、地域住民が主体となった防犯活動を支援し、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するため、防犯カメラを新たに設置する町内会等に対する補助制度を実施します。

対象団体

町内会・自治振興会・地域防犯団体等

対象地域

- 犯罪等多発地域(次の犯罪や事案が直近2年間で概ね5件以上発生している地域)
《殺人・強盗・放火・強姦・暴行・傷害、自転車盗・車上ねらい・器物損壊・自動車盗・オートバイ盗・部品ねらい・自動販売機ねらい、タイヤ盗、空き巣・忍込み・居空き、強制わいせつ・公然わいせつ、性犯罪の予兆とみられる子供や女性に対する声掛け・つきまとい》

※補助申請団体の範囲内での発生件数となります。

- 鉄道駅の周辺の広場及び駐輪場
- 管轄する警察署が必要性を認めた地域

対象経費

- 防犯カメラ等の機器購入費及び設置工事費(専用柱設置含む)
- 防犯カメラによる撮影を表示する看板設置費
※モニターに要する経費は除きます。
※設置場所の借上料、保守管理費、電気代等の維持管理費は除きます。
※リース契約により設置するカメラは除きます。



補助金額等

対象経費	補助率	限度額等
防犯カメラ等の設置費用	費用の2分の1	1台あたり10万円以内 1団体あたり3台以内
専用柱の設置費用	費用の2分の1	1本あたり10万円以内 1団体あたり3本以内

主な補助要件

- 管理責任者や画像の管理を定めた「防犯カメラの管理運用規程」を策定してください。
- 防犯カメラの撮影範囲内の住民等の同意を得てください。
- 撮影範囲は道路等の公共空間としてください。
※ごみ集積場や投棄の多い山道等、不法投棄の防止のみを目的とする場合は対象となりません。
- 防犯カメラは、24時間作動とし、夜間も人物等が特定できる撮影が可能なものであり、メモリーカード又はハードディスク等の画像記録媒体を備える機器としてください。
- 防犯カメラの設置場所に、作動中であることを示す看板を設置してください。
- 防犯カメラは、継続して6年以上設置してください。

受付期間

申請書と必要書類は、令和6年9月30日(月)までに、生活安全交通課へ提出してください。

※申請書の様式は、富山市ホームページ(ホームページ番号 1007961)からダウンロードできます。

※詳しくは、生活安全交通課までお問い合わせください。

問い合わせ先

〒930-8510
富山市新桜町7番38号
富山市 防災危機管理部 生活安全交通課(東館4階)
電話:443-2052 FAX:431-6265



富山市
防犯イメージキャラクター
神通ゆい